

副村長就任のご挨拶



副村長 山根 博宣

4月1日付けで副
村長を拝命いたしま
した。

昨年の4月の地方
自治法の改正により
市町村の「助役」が
「副市町村長」と変
更となり、今回初め

ての「副村長」という重責の任につき、身の
締まる思いであります。

私は昭和46年4月以来、国民宿舍あわくら
荘、産業課、総務課、診療所、住民課、公社
事務局長、総務課長、産業建設課長、幹線道
勝英用地事務所（岡山県出向）、出納室長、
参事と37年間の間に、11の部署で様々な仕事
に携わってきました。これらの経験を生かし
て、道上村長が取り組む「木の村、環境、森
づくり100年の計画」「ごみ減量化運動」「スリ
ムな財政運営（19年度末起債残高36億円を4
年後には29億円、特別会計を含む）」を将来
に亘って、安心のできる財政運営と村民一人
ひとりを大切にしたい住みよい村づくりの実現
に向け、その補佐役をしっかりと務めてまいり
たいと思っています。

皆様からの変わらぬご指導とご支援を賜り
ますようお願い申し上げます。就任のご挨拶とさ
せていただきます。

平成20年4月1日付け

人事異動について

【就任】

副村長

山根 博宣

【新採用】

主事

木村 由子

大寺 尚美

有岡 佑起

幼稚園教諭

檀原 智子

福島 舞

保健福祉課係長

武本 輝雄（岡山県より出向）

【昇任】

総務企画課主幹

高木 都子

【異動】

総務企画課長

萩原 直也（出納室長）

会計管理者兼出納室長

高木 宣美（保健福祉課長）

保健福祉課長

春名 静男（社会福祉協議会事務局長）

産業建設課長

大上 伊三男（診療所事務長）

社会福祉協議会事務局長

林 正之（産業建設課長）

産業建設課主幹

神原 信之（保健福祉課主幹）

産業建設課主幹

神原 徹（総務企画課主幹）

勝英農業共済事務組合派遣

小椋 一成（産業建設課主幹）

総務企画課係長

榎原 博文（産業建設課係長）

総務企画課主事

白岩 壮一（教育委員会主事）

保健福祉課主事

春名 一樹（岡山県より復帰）

診療所主事

豊福 靖宏（保健福祉課主事）

岡山県へ出向

井上 大輔（勝英農業共済事務組合派遣）

【退職】

参事

山根 博宣

総務企画課長

大橋 平治

総務企画課係長

後藤 大輔（岡山県へ復帰）

● 獣害防護柵設置事業補助金についてのお知らせ

シカやイノシシによる獣害は、毎年村内で多く発生しています。大切に育てた作物を荒らさせないためには、まずは農地をしっかりと守る必要があります。

今年も獣害防止柵設置にかかる補助金を次のとおり予定しています。防護柵を設置される前に申請してください。

事業区分	獣害防護柵設置事業
交付対象者	獣害防護柵を設置する 3戸以上の農家 とします。 ただし、農地の条件等によりやむを得ない場合は別に定めます。
事業規模	設置距離は、新規で200m以上 とします。 ただし、延長の場合は、100m以上とします。
対象となる柵の種類	トタン、ワイヤメッシュ、電気柵、ネット
事業費の負担区分	実施者30%、村50%、 農業共済20%（水稲共済に加入することが条件）
補助金の支払い方法と支払時期	<ol style="list-style-type: none"> 補助金の計算方法 実支出額（領収書又は請求書を添付）と標準経費（標準事業費×距離）の比較により、メータあたりの単価が少ないものを補助対象事業費とします。 標準事業費 <ol style="list-style-type: none"> トタン 500円/m ワイヤメッシュ 500円/m 電気柵 250円/m ネット 200円/m 支払時期 <ol style="list-style-type: none"> 村補助分 随時 農業共済分 年度末（農業共済助成金入金後）
申込期限	7月末
諸条件	<ol style="list-style-type: none"> 再設置は、5カ年を経過したものとします。 補助金の支払いは、1円単位を切り捨てます。 交付対象者でいう農地の条件等によりやむを得ない場合とは次のとおりです。 <ol style="list-style-type: none"> 農地の団地が、1戸又は2戸の所有（耕作）者が管理しており、他の団地との共同設置が困難な場合 延長の場合は、延長区域を含めた全区域の受益が3戸以上となること 実施者は既存防護柵との連携、広範囲での共同実施により、効率的で効果的な事業の実施に努めてください。

※詳細については役場産業建設課へお問い合わせください。

【「ゴミ減量化の取り組み」 生ゴミ処理機・コンポスト化容器の購入補助について

村では、従来よりごみの減量化に取り組んでいます。本年度も、引き続き推進していくことにしています。

現在、一年間に約400tのゴミが西栗倉村から発生し、そのうち約300tが可燃ごみとして出されています。統計では可燃ごみの60〜80%が生ゴミとされ、生ゴミを減らすことで、ゴミの量をかなり減らすことができます。

そのため村では、平成14年度から、生ゴミ処理機の購入に対し、購入費の1/2（上限2万円）を助成してきましたが、本年度より、上限を3万円に引き上げ、畑等に設置するコンポスト化容器についても、購入費の1/2（上限5千円）を助成します。

（補助金の額等）

- 補助金は、購入価格の2分の1以内とする。ただし、補助金の額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- 処理機器の補助金は、3万円を限度とする。
- コンポストの補助金は、5千円を限度とする。

（交付要件）

- 村内に住所を有する家庭（事業所を除く）。
- 処理機器を設置する場所を有すること。
- 過去三年間に同一の製品について交付を受けていないもの。

（補助対象）

- 処理機器は、加熱、微生物による分解の方法（単に破碎するだけのものを除く。）により生ごみの容積を減少させ又は消滅させるもので1日の処理能力が700グラム以上のもの。
- 耐久性のあるもの

詳しくは、産業建設課（279・2111）までご連絡ください。



【コンポスト化容器の設置状況】

地球温暖化が叫ばれている中、ゴミを減らすことで、環境への負担も軽減できます。「継続は力なり」。皆さん一人ひとりの協力をお願いします。

家庭用生ゴミ処理機利用状況

平成19年12月19日〜平成20年1月18日の期間、従前の家庭用生ゴミ処理機設置事業補助金制度により、購入された方から、利用状況アンケートを行いました。

アンケート結果

回答数 53 / 68 回答率 78 %

問1 現在でも、生ごみ処理機を利用していますか？

はい 66 % いいえ 34 %

問2 1で、「はい」と答えた方にお尋ねします。何台買い替えをされましたか？

1台のみ 92 % 2台目 8 %

問3 2で、2台以上購入された方にお尋ねします。買い替えた理由をお聞かせください。

故障したため 100 %

問4 1で、「いいえ」と答えた方にお尋ねします。なぜ使わなくなったのですか？

故障したため 50 %

処理に時間がかかる 28 %

その他 22 %

問5 2台目の購入時にも、村からの助成金が利用できるかと思えば購入しますか？

はい 56 % いいえ 44 %

問6 ごみの減量化に向けて、どのようなこと気をつけて生活していますか？

- ・ “もったいない”を心がけている。
 - ・ 必要以上に買わない。
 - ・ リサイクルに努めている。
 - ・ 過剰包装商品は買わない。
 - ・ マイバッグを利用している。
 - ・ コンポストを利用している。
 - ・ 可燃ごみで生ゴミは出さない。
 - ・ 田畑に還元している。
- 以上の結果となりました。

生ゴミ処理機を購入しても、上記のような理由から、利用されていない方が、目だっています。また、コンポストを利用される方が、意外と多いことも確認できました。処理機、コンポストを利用せず、田畑へ還元する意見も上げられていますが、このことは、一見、「ゴミの減量化にもなりプラスと思われませんが、野生動物への餌付け、景観の損傷、悪臭の元にもなり、マイナスの部分もあります。定期的に働きこめば、改善されるとは思いますが、手間を考えれば、継続が困難と思います。できる限り、生ゴミ処理機、コンポストを利用していただきたいと思えます。